

諮問第1号

学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室に関し、XXXXXXXXXXほか2人から次のとおり行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てがあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第4項の規定により諮問する。

平成18年6月13日

提出者 足立区長 鈴木恒年

記

1 異議申立人の数及び異議申立ての件数

異議申立人 3人

異議申立件数 3件

2 異議申立人の住所、氏名及び申立ての年月日

別紙異議申立人名簿記載のとおり

3 異議申立ての趣旨

足立区長が平成18年3月10日付で異議申立人に対してした学童保育室入室不承認処分の取消しを求める。

4 異議申立ての理由

別紙異議申立ての理由に記載のとおり

異議申立人名簿

	住 所	氏 名	異議申立て年月日
1	[Redacted]	[Redacted]	平成18年3月13日
2			平成18年3月13日
3			平成18年3月23日

異議申立ての理由

各異議申立人は、以下の事実により、過員を理由とした入室不承認決定を違法・不当なものと主張する。

- 1 入室不承認となった児童は、保護者の就労及び保護者のほかに児童を保育する者の不存在により、授業終了後の保護育成に欠ける状態である。また、第一子と第二子を同時に申請したものの、第一子のみを入室不承認としたことも納得がいかない。
- 2 入室不承認となった児童は、保護者の就労により、授業終了後の保護育成に欠ける状態である。このような児童を一人にしておくことは、危険が多く不安である。本児童は引き続き同一の学童保育室に入室できるものと信じており、このような状況のもと、児童に不承認の事実を伝えることは、児童の健全な育成を阻害することとなる。
- 3 足立区立学童保育室条例施行規則は、学校休業日における保育時間を午前9時から午後5時までとし、保育時間を明記している。一方、入室承認基準指数の決定の基礎となる保護者の就労時間は、学校休業日であるか否かにかかわらず、午後1時から午後5時までとなっている。このように規則に規定する保育時間を考慮せず、学校休業日である土曜日の午前中の勤務時間を指数に反映しない基準表は、違法・不当なものである。今回の入室審査は、違法・不当な基準によって行われたものである。